

普通
學校

修

身

書

卷五

朝鮮總督府



K7 10.1

1

5

普通
學校

修身書

卷五

朝鮮總督府

2209

矢野義典



もくろく

第一課 上級生の本分……………	一	第十一課 廉潔……………	二十六
第二課 至誠……………	二	第十二課 興業治産……………	二十八
第三課 工夫と苦心……………	四	第十三課 祖先と家……………	三十
第四課 自立自營……………	六	第十四課 忠孝……………	三十三
第五課 勤勞……………	九	第十五課 皇大神宮……………	三十五
第六課 進取の氣象……………	十二	第十六課 皇統……………	三十八
第七課 公衆衛生……………	十五	第十七課 我が國家……………	四十
第八課 社交……………	十七	第十八課 博愛……………	四十一
第九課 信義……………	二十	第十九課 教育に關する勅語(一)……………	四十四
第十課 公民の務……………	二十三	第二十課 教育に關する勅語(二)……………	四十七

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ
明治二十三年十月三十日
朕曩ニ教育ニ關シ宣諭スルトコロ今茲ニ朝鮮總督ニ
下付ス

明治四十四年十月二十四日

御名 御璽



第一課 上級生の本分

私どもは今、五年生です。五年生といへば此の學校の上級生です。入學した頃に比べると、からだも大きくなつたし、行の上にもわきまへがついて來てうれしく思ひます。

一方、私どもの下には多くの下級生がゐて、私どもの言ふこと爲すことを模範としてゐます。これを思ふと、此の際一そら自重しなればならぬと感じます。

私どもは下級生を弟や妹としていたはり導きませう。進んで學校の規則に従ひ、教室での學習や實習場での作業にも熱心になつて、下級生によい模範を示しませ

う。
さうすると、よい校風ができて學校の名譽が高まりま
す。

第二課 至誠

昔高麗の世に仲のよい兄弟がありました。ある時一
しよに旅をしてゐましたが、途中で弟が二枚の金貨を
拾ひました。弟は直ぐその中の一枚を兄に分けて與
へました。
孔巖津の渡場について舟に乗りましたが、弟は何と思
つたか、手に持つてゐた金貨を急に水中へ投げこみま
した。



兄があやしんでそのわけ
をたづねると、私は平素心
からにいさんを慕つてゐ
ます。しかるに今、金を分
けてから急ににいさんを
忌む心がおこりました。
此の金を持つたばかりに
此の心がおきたので、金を
すてるにこしたことはな
いと思つたからです。とこ
たへました。その時、兄は

「誠にお前の言ふことはもつともである」といつて、同じやうに自分の金貨も水中へ投げこみました。そのためにこの兄弟の仲は一そうむつまじくになりました。弟の至誠が兄の心を動かしたのであります。

明治天皇御製

鬼神もなかするものは世の中の

人のこゝろのまことなりけり

第三課 工夫と苦心

昔高麗の世に文益漸といふ人がありました。王の命によつて支那へ使に行きました。南の地方を歩いてゐる時、附近の田に多くの棉わたが植付けられてゐるのを

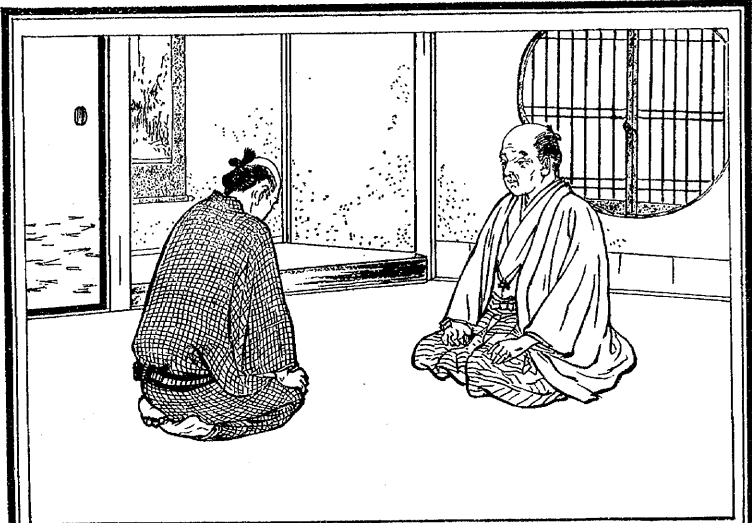


見ました。益漸はこれを見ました。朝鮮に移し植ゑたいと思つて、その種を少しばかり持つて歸りました。朝鮮に歸ると、直ぐ花園はなぞのに植ゑて見ましたが、何分はじめてのこととて、栽培さいばいの仕方がわからないために、折角せつかく生えた苗をほとんど枯してしまひました。幸に唯一本の苗が残りましたので、

苦心をしてそだててゐる中にだん／＼栽培法もわかり、つひに棉の栽培に成功して、三年の後には多くの收穫を得ました。朝鮮で棉が作られるやうになつたのは益漸の苦心によるのであります。益漸は又綿打機や絲車を工夫して、綿を打つたり絲を紡いだりすることをも人々に教へました。そのため棉作・紡績の業が益盛になり、綿布が廣く國中に用ひられるやうになりました。世の人は益漸のことを木棉公と稱して大そうその徳をたゞへました。

第四課 自立自營

二宮尊徳の家に出入してゐた疊屋が、仕事を怠り、年末になつて餅をつくことができなないので、尊徳の所へ糯米を借りに來ました。すると尊徳は「お前のやうに年中家業を怠つてゐるものが、一年間よく働いた者と同じに正月の餅を食べようとするのは心得ちがひである。正月は不意に來るわけではない。米もたゞでは得られない。今お前が糯米を借りても返すことができないかも知れぬ。若し返すことができないのを知りながら借りるとすれば罪を犯すことになる。正月の餅を食べたいならば、今日から心を入れかへ精を出して仕事にはげめ。さうすると來年の暮にはきつと



八
人のお世話にならずに餅
がつけるであらう。といっ
て、その疊屋をさとしまし
た。
さすがの疊屋も大いに恥
入り、その後は尊徳の教訓
をむねにおさめて、生まれ
かへつたやうにはたらく
出したので、立派に獨立す
ることができました。
自立自營をしようと思へ

ば、子供の時から自分のことを自分で片づける習慣を
養ふ必要があります。いつも人をあてにしてゐるも
のが、急に自立自營をしようとしてもできるものでは
ありません。

天ハ自ラ助クルモノヲ助ク

第五課 勤勞

今から凡そ百年程前のことです。平安北道定州郡徳
達面に趙光灝といふ人がありました。はじめ役人に
ならうとして、ながく書堂に通つてゐましたが、十七歳
の時、大いに感ずる所があつて實業に志し、それによつ
て家を興さうと堅く決心しました。そこで書堂に通



ふことをやめ、或農家に雇はれて、熱心にはたらきました。

その頃もらつた一日の賃銀は僅に三錢でありましたが、光瀬は少しもこれを不足に思ひませんでした。その後二十餘年の間怠らず働きましたので、僅の賃金も積り積つて家を興すもとでになりました。光

瀬は先づ田十七アールほどを買求めて自作しました。又副業として鶏や豚を飼ひはじめましたが、三年の後には何れもふえて多くの利益を得ました。

光瀬は更に未開地を開き、貯水池や沢を設けて畚を作つたり、山を買入れて植林をしたりして、からだの續く限り働きました。それで一代の中に多くの財産をつくりました。

光瀬はからして自分が働いたばかりでなく、里内の農民に副業をすゝめました。そこでこの部落の農民はよく働くやうになり、副業をせぬ家はないやうになりました。

第六課 進取の氣象

金貞夫人は慶尙南道晋州の人であります。十七歳の時に嫁ぎましたが、家が貧しい上に、夫は間もなく全羅道に行つて長く歸りませんので、その日の生計にも困る程でした。

そこで夫人はけなげにも自分の力で生計を立てようとして、或時は野菜を賣りに出たり、或時は他人の家に雇はれたりして漸く自活することができるやうになりました。しかし夫人はかうしてその日々を送るだけでは心細いので、何とかして自分の土地を持たうと考へました。それからは一そう節約を守り、毎日僅



づつの金を貯蓄したところが、ちりも積れば山となるといふことわざの通り次第にふえて、夫人が二十六歳になつた時には、その貯金で年に粃十八キロリツトル程とれる土地を買求めることができました。しかし夫人は決してそれに満足してゐません。自分の土地を耕しながら、ひ

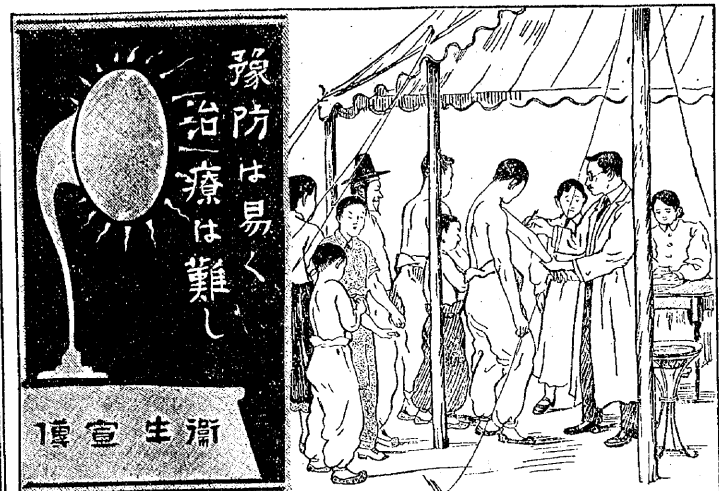
まを見ては他人の家に雇はれて行きました。そのために間もなく又十八キロリツトル程とれる土地を買求めることができました。

だんく自分の土地がふえて來たので、その後は一生けんめい之を耕作するやうになり、家計も益よくなりました。そこで更に進んで農業のかたはら商業をも営みました。このやうな夫人の進取の氣象と節約を守る心とは遂に夫人を晋州屈指の財産家にしました。しかし夫人は唯財を集めるばかりでなく、常に財を投じて郷里の公共のためによく盡くしましたので、晋州の面民は碑を建てて永く其の徳をたへてゐます。

第七課 公衆衛生

私どもは多くの人々と一しよに生活してゐるので、から、一人でも傳染病にかゝると、直ちに家族や社會の人々に迷惑をかけます。一般に傳染病は住居などの不潔や飲食物に對する不注意から起ります。それ故春秋に行はれる大掃除を怠つたり、又種痘や其の他種の傳染病豫防をさけたりするやうなことがあつては、自分が禍を招くばかりでなく、公衆に對して迷惑をかけることになります。

もし不幸にして傳染病にかゝつたものがあれば、すぐ醫師の手あてを受けて隔離するのが一番安全です。



隠して届出を怠つたり、迷信から醫師の診察をこぼんだり、又全快しない中に人中へ出たりするのは、ただに病氣のためによくないばかりでなく、多くの人に病氣をうつしひろげたりかへしがつかなくなります。

朝鮮では赤痢・チフス・猩紅熱などの傳染病がとくに

よく流行します。これは氣候や風土の關係によると考へてゐるものもありますが、一般に公衆衛生の思想が普及してゐないためです。

私どもは常に公衆衛生を重んずると共に平素から身體を鍛錬することも忘れてはなりません。

第八課 社交

李退溪は社交についてよく氣をつけた人であります。或時、門人の徳孝が退溪に向つて、「孔子は『自分に及ばぬものを友とするな』と言はれました。自分より劣つたものと交際してはいけません。自分より劣つたものと交はることは易いが、學



徳の優れたものとは交はりにくいものである。それだから進んで立派な人と交はれよと孔子は教へられたので、劣つた人と交際してはならぬと止められたわけではない」と答へました。すると徳孝は更に「それならば悪い人と交はるにはどうしたらよいでせう」と問ひました。退

溪は相手の悪い所を見て己の戒にすれば、悪い人もまた自分をみがく善い友となるではないか」と答へたさうです。

退溪は常に人に對して寛大に交はり、たとひ相手に都合があつてもむやみにそれをせめませんでした。門人に接するにもていねいであつたし、又知人に不幸なことがあると、いかに遠方でも人を遣はして見舞ひなぐさめました。

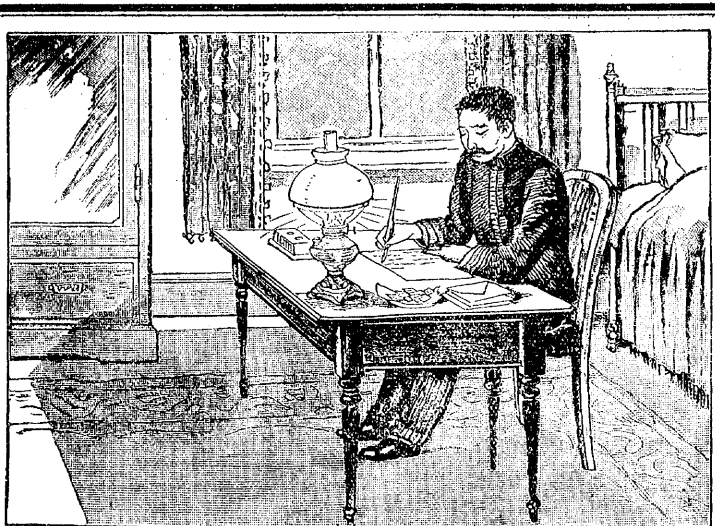
人は生まれつき社會の人と共に喜びあつたり、悲しみあつたりしてくらすことを好むものです。もし社會の人々が他人の悲しみを慰めることを知らなかつた

り、他人の喜を喜ぶことができなかつたりしたならば、此の社會はどんなにさみしいこととせう。社交の必要はこゝにあるのです。

しかし社交上言葉やふるまひが如何に立派であつても、そこに真心がこもつてゐなければ、眞に相手を満足させることはできません。相手の前ではよいことを言ひながら、かげにまはつて悪口をいふやうでは、社交の道を心得たものといふことができません。

第九課 信義

廣瀬武夫は日露戦争の時、旅順の港口を閉塞しようとして、名譽の戦死をとげた忠勇な軍人であります。



武夫は戦死する數年前、ロシヤに行きましたが出發にあたつて一人の子供に、「ロシヤから歸る時にはあちらの郵便切手をたくさん持つて來てあげますよ」と約束しました。ロシヤに行つてから六年たつて我が國へ歸ることになりました。ロシヤの都をたつて途中まで來た

時のことです。「これから先まだ二千キロメートル餘もある雪の原を汽車や橇で横切らねばならぬ。若し途中で思ひがけない災難にであつて死ぬやうなことがあつたら郵便切手を待つてゐる子供はどんなに失望するであらう。」と思つて、先年の約束が氣になり出しました。そこで郷里の兄に手紙を書き、その中にかねて用意してあつた多くの切手を入れて、「若し此の手紙が着いたら中の切手を先年約束した子供に與へて下さい。」と頼みました。

人はその語るごとと行ふことを一致させなくてはなりません。人に對して約束を破れば相手が迷惑をし

ます。悪い物品を良い物品だと言つて詐る商人はお客に不安と損失を與へます。社會の人々が安心して生活して行くためには、如何なる人も信義を守る必要があります。

第十課 公民の務

人は生まれると同時に家族の一員に加はり、地方の住民になり、國民の一人になります。さうして父母のもとで衣食し、言葉をおぼえ、地方の風俗・習慣や國法に遵ひながら、教育を受けたり、業務にはげんだりします。此のやうに家族や地方民や國民の一人として生活することを廣く公民生活と云ふのであります。人が進



んで公民の務をはたすと、自分の幸福を増すばかりでなく國家の隆盛をはかることができず。公民の務にはいろ／＼あります。その中でも大切なことは、面協議會員、邑府會議員、道會議員などに關することです。面協議會員は面の事業に關する相談にあづかり、邑府道會議

員は邑府道の事業に關する相談やとりきめをして、それぞれ公平に地方全體の福利をはかるのがその任務です。それですから議員を選挙するにあたっては自分のすききらひなどによらず、ほんたうにその地方のためになる人を選挙せねばなりません。又議員に選ばれたものは忠實公平に公共の利益幸福を増進するやう努力することを忘れてはなりません。又納税も公民の務の一つです。すでに學んだ通り陸海軍や警察を置いて國民の安全をはかつたり、學校を建てて人を教育したり、又面や邑府道が事業をしたりするには多くの費用がいります。此の費用が租税と

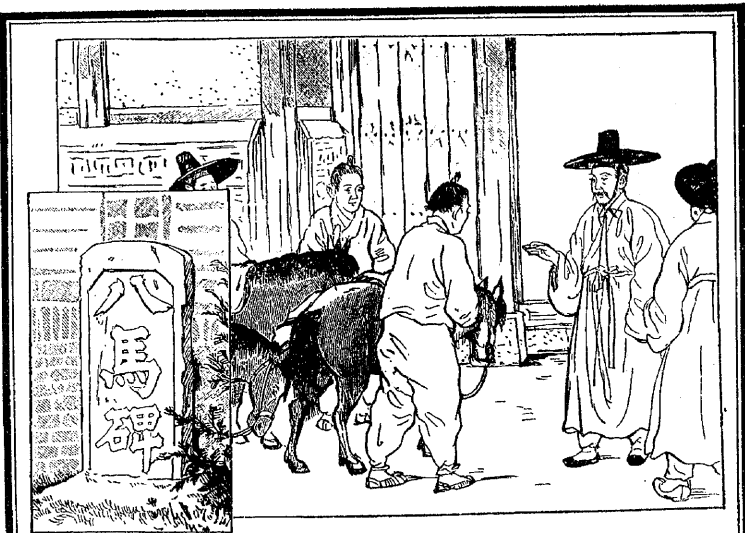
なつて私どもにありあてられるのです。それですから納税は公民の大切な務であります。

そのほか進んで地方の産業を進め、風俗をよくするなども公民の務として缺くべからざるものであります。

第十一課 廉潔

高麗の世に崔碩といふ人がありました。全羅南道順天の郡守でしたが、任期が満ちて都へ歸ることになりました。

ところがこれまでの順天の郡守はやめて歸る時に、人民から馬八頭をより取にする悪い風習がありました。碩が歸らうとする時にも、その地方の人々が馬をつれ



て来て、この中から良いのをえらんで下さい」と申出でました。これを聞いた碩は、自分が乗つて歸る役にさへたてば十分であるから一頭だけお借りして行かう。といつて、手近な所にある一頭の馬を借り、又前から自分の手もとに飼つてゐた子馬をもつれて都に歸つて來ました。

家に着くと、碩は「今乗つて来た馬を順天に送り返すのはいふまでもないが、あの子馬も自分が順天にゐる時預つてゐた馬の生んだものであるからやはり返すべきものだ」と思つて、二頭ながら送り返しました。

その時より順天の役人が地方の人から馬を取上げる悪い風習がやんでしまひましたので、邑人は碩のため、に碑を建てて其の徳をたゞへました。これが八馬の碑で、今も順天にのこつてゐます。

第十二課 興業治産

今から二百數十年前咸鏡南道咸州郡朱地面に許明といふ人がありました。その地方は大そう土地が悪く



て、農業を營むものはみな貧しいくらしをしてゐました。許明はかねてよい土地を見つけて多くの人と共に産業を興したいと思つてゐました。或時隣の連浦面に行きました。そこには牛馬を飼つてゐる廣い官有地があつて、その土地は農業や塩業に適することがわかりました。

そこで許明は官に願つて耕作することの許を得ましたので、自ら計畫を立て、人々と共に畚や塩田をつくりはじめました。そのため連浦面は急に開けて稲作や製塩の盛な所になり、中でも塩田は一時十五箇所に及び、その産額は年々數萬圓にも上りました。土地の人々は許明のために富んだので、今でもその徳を慕つてゐます。

第十三課 祖先と家

徐烈女は十六歳の時白敬國の家に嫁ぎました。家が
大そう貧しい上に、夫が家をかへりみないのでくらし
に困りました。烈女の父母はそれをみかねて實家へ



歸つて来るやうにすゝめ
ましたが、烈女は手紙で、若
し私が一身のために此の
家を去るならば誰が白家
の祖先に仕へませうかと
いひ送つて、ひとり白家の
ために働いてゐました。
ところが數年の後、夫が病
氣にかゝつて急に死にま
した。烈女のなげき悲し
みは一通りではありませ

ん。自分も夫と共に死にたいと思つたほどでした。しかし白家の祖先のことや、幼い二人の子供のゆく末を思ふと、徒になげき悲しんでゐる場合でない。どうしても自分の責任を果さなければならぬと決心しました。それから一心に農業に従事して白家を守り、二人の子供を無事に育てあげて、里中の模範となりました。

子孫がつゞいて家の榮えるのをねがはぬ祖先はありません。私どもが祖先を尊び、その遺された家をりつぱにすれば、祖先の名を高めるばかりでなく、一國の繁榮にもなり、祖先の志に副ふことができるのであります。



す。

第十四課 忠孝

楠木正行は父の戦死を聞いて、ひそかに自害しようとしてましたが、母から、

「此の度は天下分目の戦である。汝の顔を見るのも今日を限りと思ふ。父が討死したと聞いたならば、天下は尊氏のものとなるであらう。そ

の時に命ををしんで多年の忠烈を無にし、賊に降るやうなことがあつてはならぬ。一門の中一人でも生きてゐるものがあれば、金剛山にたてこもつて君に忠を盡くし奉れ。これが第一の孝行であるぞ」といふ父の遺言をしみじみと説きかされて、自害を思ひとゞまりました。それから正行は片時も朝敵のことを忘れず、遊の間にも軍ごつこをして心身を錬り、成長した後はしばしば朝敵を破つて、天皇の御心をやすめ奉りました。

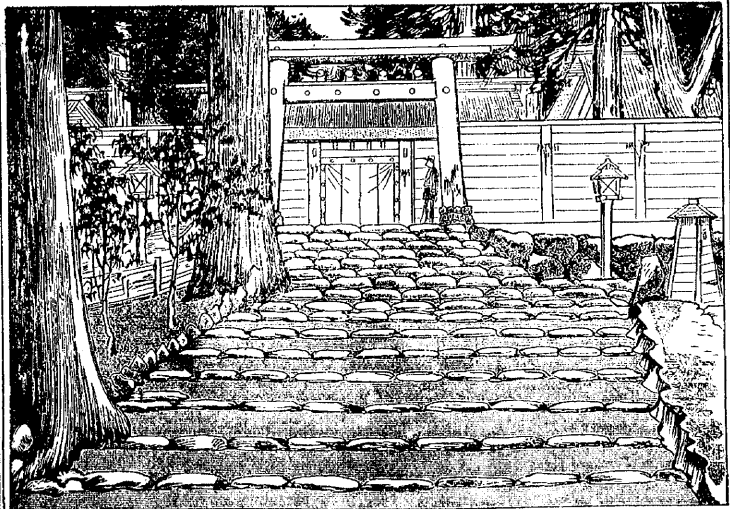
正行の如きはよく父の遺志に副うて忠義を盡くし、同時に孝行の誠をあらはした人であります。我が國民

が古來最も美德として尊んだのは此の徳であります。我が國に於ては親のねがひが常に忠義にあるのですから、君に對して忠義を盡くせば、それが直ちに孝行になります。このことをよくわきまへて、平素からめいめいの本分に應じて仕事に勵み、忠孝の徳をかねをなへた立派な國民となることを心がけねばなりません。

忠臣ハ孝子ノ門ヨリ出ツ

第十五課 皇大神宮

皇祖天照大神をお祀り申してある皇大神宮は三重縣宇治山田市にあります。神域は神路山のふもとの五十鈴川にそらてゐて、いかにも神々しく、一たびこゝに



はいると心も清くなつて、おのづから頭がさがります。天皇陛下は大そう神宮を尊ばせられ、皇族の中から祭主を御任命あそばされます。神宮の祈年祭神嘗祭新嘗祭には勅使をお遣はしになり、なほ神嘗祭の当日には宮中でおごそかに遙拜の式を行はせられ

ます。又皇室や國家に大事のある場合には必ず神宮にお告げあそばされます。我が國民もまた昔から厚く皇大神宮を敬ひ、一生に一度は參拜したいものだとながはぬものはありません。このやうに上は皇室より下は人民に至るまで皇大神宮を敬ひ奉るのは、神宮の御祭神が皇祖であらせられ、神宮が國の鎮となられてゐるからであります。皇大神宮の宮殿は二十年毎に新にお造りかへ申上げて、おごそかに御遷宮の御儀を行はせられます。昭和四年には第五十八回目の御遷宮が行はれました。その時、天皇陛下は親しく神嘉殿の南庭にお出ましにな

つて御遙拜あそばされました。又全國の神社では遙拜式を行ひ、學校その他でも式を擧げて奉祝の誠を表はしました。

第十六課 皇統

天照大神は建國の初にあたつて皇孫瓊杵尊に、この國はわが子孫のきみたるべき地なり、汝皇孫ゆきて治めよ。天津日嗣の榮えまさんこと天地と共にきはまりなかるべし。といふ御神勅をお下しになりました。尊の御子孫は固く此の御神勅を奉じて我が國を治められ、皇統は連綿として眞に天地と共にきはまりがあらません。

我が國民は昔から天皇を親の如く慕ひ奉り、皇位の甚だ尊嚴なことを知つて、若し少しでも皇位をけがすやうなものが出ると、こぞつてそれをしりぞけました。私どもが萬世一系の天皇をいたぐことはいつの世になつても變ることはありません。

このやうに君と臣との別がはつきりしてゐる國體は世界何れの國にもその類を見ない所で、我が國民のほこりであります。

國民たるものは此の皇統の尊嚴なわけを明らかにして、我が祖先の美風をかゞやかすやうにせねばなりません。

第十七課 我が國家

照るにつけくもるにつけて思ふかな

わか民草の上はいかにと

これは明治天皇の御製で、天皇が親子の情をお持ちになつて國民のことを思はせ給うた大御心の程をうかがひ奉ることができるのであります。

我が國は、昔から君臣の間柄が親子の情を以て結びつき、君臣一體となつてゐますので、未だかつて外國から侮を受けたことは一度もありません。元寇の役や日清日露の兩役の如き、如何に強大な國でも我が國に對してはどうすることもできなかつたのであります。

ことに歐洲戰役後は益、我が國威がかゞやいて、世界の強國中にも重きをなしてゐます。

今や我が國は教育が普及發達し、各種の産業が興り、交通運輸の便が開けて通商貿易も盛になり、國運の發展は年と共にきはまりがありません。

我が國に生を享けた國民は誠に幸福であると共に、その責任もまた頗る重大であります。建國の精神を體して上下心を一にし、忠實業に勵み、質實剛健の美風を養つて、益國威の發揚と國運の發展をはかるのは國民たるものの責任であります。

第十八課 博愛



大正十一年の秋、ロシアの軍艦がたくさんの負傷兵や避難民を乗せて元山に入港しました。みんな困つてゐる人々で、その中には親を失つた子供も少くありませんでした。このやうすを見た元山の府民は大そう氣のどくに思つて、さつそく救護にありました。又日本赤十

字社朝鮮本部及び愛國婦人會朝鮮本部の人々はいふまでもなく、諸種の團體は慰問品を送るやら義捐金を募るやらして救護をはかりました。その時、日本赤十字社朝鮮本部から派遣された看護婦長に鈴木モヨといふ人がありました。モヨは言葉が知らないのので身振や手眞似で自分の心持を現しながら、哀れな人々の間に立働きました。いつも病人の間に起臥して看護にあたり、又赤坊のために着物までつくつてあたへるといふ風でした。それですからモヨは避難民一同から敬慕されました。中にはそのありがたさに聲を立てて泣いたものもあつたさうです。

第十九課 教育に關する勅語 (一)

教育に關する勅語は、明治天皇が日本臣民のふみ行ふべき道德の大本をお示しになつたものです。

先づ最初に

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

と仰せられました。

此のところでは、我が國體の最も美しい所をおのべに

なられたのであります。それは皇室の御祖先が建國の御はからひの大そう大きく、又國民に對して測りがたい程の御恩徳を垂れ給うたこと、臣民も亦君には忠義を盡くし、親には孝行を勵んだことであります。天皇はこれを「我カ國體ノ精華」と仰せられ、國民教育上これを眼目にしなければならぬと仰せられました。私どもはすでに天照大神の御神勅を學びました。さうして此の國がいつくまでもゆるぎなく榮えて行くわけを知りました。又代々の天皇は御神勅を體して此の國を治められ、いつも臣民を子のやうに思召され、民に苦しみがあれば御自らの苦しみとされ、民に喜

があれば御自らの喜とされましたことをもよく知り
ました。仁徳天皇が高殿たごのにのぼられて民のかまどの
煙の少いのを御覽おんらんになつて、三年の間租税を御免おんめんじに
なられたことや、醍醐たいご天皇が寒夜に御衣ぎぬをお脱ぬぎにな
つて民の寒さをお察しあそばされたことなど、數へあ
げるにいとまもない位であります。

又國民が克く忠と孝を盡くして來たことも明らか
な所でありまして、皇位皇室の尊嚴をけがすやうなもの
が出ると、たちどころに忠烈の臣が現れてこれを退け
ました。道鏡どうきやうの無道むどうに對する清麻呂きよまろの忠義や、清盛の
專横せんわうに對する重盛の諫言いんげんなどはそのよい例でありま

す。

この「國體ノ精華」を知らねば國民たる資格がないので、
これを「教育ノ淵源」と仰せられたのであります。

第二十課 教育に關する勅語 (二)

次には

爾ナン臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信
シ恭儉きよくけん己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習
ヒ以テ智能チノウヲ啓發ケイハツシ德器トクキヲ成就シヤウジユシ進テ公益コウイヲ廣メ
世務セムヲ開キ常ニ國憲コクケンヲ重シ國法ニ遵シタガヒ一旦タンクワン緩急キョウア
レハ義勇ギユウ公ニ奉シ以テ天壤無窮テンジヤウムキユウノ皇運クワウウンヲ扶翼フヨクスヘ
シ是ノ如キハ獨ヒトリ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス

又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
と仰せられました。

このところでは、私どもが日常ふみ行ふべき道を御ていねいにお示し下さつてゐます。即ち家にあつては父母に孝を盡くし、兄弟姉妹は仲よくし、夫婦はむつまじくし、友だちには真心を以て交はり、我が身をひきしめ、人に對しては尊敬をはらひ、進んでひろく人々を愛し、又一方學問をし業務を習つて、知識や才能を進め立派な品性をつくりあげ、更に進んで公益をはかり、世の中のためになる仕事を興し、國法を守り、もし大事が起つたら勇氣をふるひ身を君國にさゝげて、萬世に續く

皇位の御盛運を助けよとの仰であります。

以上の道をよく實行するものは忠良な臣民であるばかりでなく、私どもの祖先が遺した美風をあらはすことにもなるとお諭しになりました。

終には

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

と仰せられました。

「斯ノ道」とは、以上におあげになつた日常ふみ行ふべき

道のことでありませぬ。これは明治天皇が新におきめになつた道ではなく、實に皇祖皇宗がお遺しなされた御教であつて、皇祖皇宗の子孫も一般の臣民も共に守るべき道であること、又この道は古も今も變りがなく、我が國たると外國たるとを問はず、どこで行うても間違ちがひがないことを仰せられたのであります。このところであけておそれ多く感ずるのは、天皇御自身が臣民と共に「斯ノ道」を御實行あそばされたいとおもらしになられたことであります。私ども臣民たるものは御仰のほどをありがたく思ひ、進んで「斯ノ道」をふみ行つて、御聖旨ごせいしに副ふところがな

ければなりません。

昭和八年一月二十二日翻刻印刷
昭和八年一月二十五日翻刻發行

普通修身兒五

巳

定價金九錢

著作權所有

著作兼
發行者

朝鮮總督府

京城府大島町三十八番地

翻刻發行
兼印刷者

朝鮮書籍印刷株式會社

代表者 井上 主計

京城府大島町三十八番地

發行所

朝鮮書籍印刷株式會社

